

組合員ニ在御軍人アリ在御軍人自体ヲ云フ
冲辱ナシ其人ノ意欲問題テアリ而レテ文レ
夕師團長參謀長ヲ豫判的ニ左右スル實情ニ
アリ故ニ警告スルコトハ労働者ノ戰術上争
次テアルト考ヘル

議 長

西 尾 末 広

本案ハ本質的ノ理論ト現實的戰畧的ニ岐レ
タル論テアルカ山内君ハ在御軍人其人ノ意
欲ニヨルモノナルヲ以テ警告セントスルニ
ノテアル

本 山 茂 貞

議長ハ誤解サレテ居ル如クハ在御軍人其モノ
ニアラス其団体ヲ云フノテアル

電線ニ組合

田 邊

某

在御軍人ヲ及勸団体ト云フテ居ル人カア
リ如ク在御軍人ナルカ在御軍人団ハ決シ
テ及勸団体テハナイノテアル

電線ニ組合

岡 井

某

在御軍人団ハ資本主ト協定のノモノニテ
ス其工場倉庫カ出來其勢力カ在スルコト
ニ依リ資本主側ノ露骨ナル労働組合ニ對ス
ル攻撃力自然的ニ疑ハルコトナリ決シテ
協定のナモノテハナイ 今西條ノ議論ヲ
靜聽スルニ數多ノ論議ヲ交シタルニ結局
價的ニ一致シ技術的ニ相遠セルノミナリ
故ニ本案ハ大會直後ノ答復倉ニ一仕可決サ
レタイコトヲ希望スル

結果

満 場 一致

可 決

(6)

大阪醫師會ニ及省ヲ促ス件

說明者

大阪金馬房醫師會

中村 井 作

別添理由ヲ訓讀ス

賛成

全

塚 本 重 藏

本案ハ勿論賛成スルモノテアルカ尚本案ヲ
府莅トシ且以テ醫師會ノ民衆化ヲ圖リ自由